年金に関するお知らせ

平成 22 年 1 0 月 1 日 在豪州日本国大使館

日本の年金制度

国民年金,厚生年金保険等の業務が「社会保険庁」から「日本年金機構」に引き継がれ照会先が次のとおりとなりました。

1. 組織等

日本年金機構

〒 1 6 8 - 8 5 0 5 東京都杉並区高井戸西 3 - 5 - 2 4 電話 (代表): 0 3 - 5 3 4 4 - 1 1 0 0

- 2. 加入または受給手続きに関するご相談,お問い合わせ先
- (1)日本年金機構ホームページ・アドレス http://www.nenkin.go.jp
- (2)「年金Q&A」コーナーのホームページ・アドレス http://www.nenkin.go.jp/question/index.html
- (3)「全国の窓口」コーナーのホームページ・アドレス http://www.nenkin.go.jp/office/index.html
- (4)「ねんきんダイヤル」

(受付は月曜日~金曜日の午前9時~午後5時15分(日本時間))

国内から: 0570-05-1165(ナビダイヤル)

国外から:81-3-6700-1165

3. 年金記録問題(「ねんきん特別便」等)

日本年金機構ホームページ「年金加入記録に関する情報」コーナー http://www.nenkin.go.jp/pension/info.html

- 4. 社会保障協定のホームページ・アドレス
- (1)日本年金機構ホームページ「社会保障協定」コーナー http://www.nenkin.go.jp/agreement/index.html
- (2)日本年金機構事業企画部国際事業グループ電話番号(代表): 03-5344-1100

- 5. 海外居住者の国民年金任意加入のお問い合わせ先等 海外に在住する日本国籍の方のお申し込み窓口は,次のとおりです。なお, 日本国民年金協会における事務は平成19年6月をもって終了しています。
- (1)これから海外に転居される方は,お住まいの市区役所・町村役場です。
- (2)現在,海外に居住している方は,日本国内における最後の住所地を管轄 する年金事務所です。
- (3)ご本人が日本国内に住所を有したことがない方は,千代田年金事務所です。

日豪社会保障協定

2009年1月1日から、「日豪社会保障協定」により、日本とオーストラリアの年金制度の二重加入が解消され、加入期間が通算されます。

詳細については,下記ウェブサイトをご参照ください。

(豪州センターリンクのウェブサイト:日豪社会保障協定に関する英語及び日本語の説明資料)

http://www.centrelink.gov.au/internet/internet.nsf/ea.3b9a1335df87bcca 2569890008040e/53a1b506c672f10cca2575240008bdbb!OpenDocument

(日本年金機構のウェブサイト:社会保障協定) http://www.nenkin.go.jp/agreement/index.html

(豪州のセンターリンクのウェブサイト:豪州の老齢年金請求の説明書) http://www.centrelink.gov.au/internet/internet.nsf/forms/aus140_jp.htm